目次

ΙВ

第1章(略)

第2章 原子力災害事前対策

第1節~第3節 (略)

第4節 原子力防災専門官との連携

第 5 節 ~ 第 20 節 (略)

第3章~第5章 (略)

第5章

第 1 節 · 第 2 節 (略)

第3節 原子力災害事後対策実施区域のおける避難区域等の設定

第 4 節 ~ 第 17 節 (略)

第1章 総 則

第1節 計画の目的

(本文略)

また、県独自の取組として、本県、御前崎市、牧之原市、菊川市及び掛川市と事業者との間で締 結している原子力発電所の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から原子力発電所の運転 状況、周辺の環境放射線の影響を確認し関係情報を県民に広く公開、提供している。

この取組を活かし、原子力事故、災害を未然に予防する観点から、事故・トラブルに関する情報 公開の徹底と、人為的ミスによる事故の発生の防止を目指す、県独自の原子力発電所の安全対策と 安全安心対策を規定する。

第2節~第3節(略)

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会 が定める「原子力災害対策指針」(平成25年2月27日改訂)を遵守するものとする。

第5節~第6節(略)

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故にお いても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、しいても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、 原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等|原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避

目次

新

第1章(略)

第2章 原子力災害事前対策

第1節~第3節 (略)

第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携

第 5 節 ~ 第 20 節 (略)

第3章・第4章 (略)

第5章

第 1 節 · 第 2 節 (略)

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

第 4 節 ~ 第 17 節 (略)

第1章 総 則

第1節 計画の目的

(本文略)

また、県独自の取組として、本県、御前崎市、牧之原市、菊川市及び掛川市と原子力事業者との 間で締結している原子力発電所の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から原子力発電所 の運転状況、周辺の環境放射線の影響を確認し関係情報を県民に広く公開、提供している。

この取組を活かし、原子力事故、災害を未然に予防する観点から、事故・トラブルに関する情報 公開の徹底と、人為的ミスによる事故の発生の防止を目指す、県独自の原子力発電所の安全対策と 安全安心対策を規定する。

第2節~第3節(略)

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会 が定める「原子力災害対策指針」(平成25年9月5日改正)を遵守するものとする。

第5節~第6節(略)

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故にお

の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、 国の指示等によって PAZ の範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施するこ とがある。

- ・警戒事象(特定事象(原災法10条事象)に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる 事故・故障等)
- 特定事象
- ・原子力緊急事態(原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態)

また、UPZにおいては、原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置(屋内退避)を原則 実施することとする。

原子力災害対策指針においては、原子力施設の状態に基づく緊急事態区分として以下の3区分が示 された。

- 警戒事態
- 施設敷地緊急事態
- 全面緊急事態

原子力災害対策指針においては、緊急事態区分を判断するための基準として、従前より原災法等に 基づき運用している施設の状態等を適用するとしていることから、警戒事態は警戒事象に、施設敷 地緊急事態は特定事象に、全面緊急事態は原子力緊急事態に、それぞれ概ね対応するものとなって いる。したがって、警戒事象、特定事象、原子力緊急事態という用語を使用するものとする。実用 発電用原子炉に係る原子炉施設に関する緊急事態区分及びこれを判断するための緊急時活動レベル レベル (EAL: Emergency Action Level) の具体的な内容と対応関係については、第3章第4節 (EAL: Emergency Action Level) の具体的な内容と対応関係については、第3章第4節に示す。 に示す。 2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時の環境放射線モニタ リング(以下「緊急時モニタリング」という。)による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準 である運用上の介入レベル(OIL:Operational Intervention Level)と照らし合わせ、必要な | の介入レベル(OIL:Operational Intervention Level)と照らし合わせ、必要な防護措置を実 防護措置を実施することとする。

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

(本文略)

1 (略)

2 自 衛 隊

機関名	所	掌	事	務	
-----	---	---	---	---	--

難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指 示等によって PAZ の範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがあ

- ・情報収集事態(御前崎市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態(県内において震度6 弱以上の地震が発生した場合を除く。)をいう。以下同じ。)
- 警戒事態
- 施設敷地緊急事態
- · 全面緊急事態

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置(屋内退避)を原則実 施する。

(削除)

実用発電用原子炉に係る原子炉施設に関する緊急事態区分及びこれを判断するための緊急時活動

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング(以下 「緊急時モニタリング」という。)による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上 施する。

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

(本文略)

1 (略)

2 自 衛 隊

機 関 名	所	掌	事	務	
---------	---	---	---	---	--

静岡県地域防災計画(原子力災害対策の巻) 新旧対照表(案)

	IΒ		新		
陸上自衛隊第 34 普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第 1 航空団	1 災害応急対策の支援2 緊急時モニタリングの支援	陸上自衛隊第 34 普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第 1 航空団	1 災害応急対策の支援2 緊急時モニタリングの支援3 スクリーニング・除染の支援		
3 指定公共機関及び指定地方公共機関等	<u> </u>	□ 3 指定公共機関及び指定地方公共機関等			
機関名	所 掌 事 務	機関名	所 掌 事 務		
	(略)		(略)		
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 KDDI株式会社	通信の確保	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 KDDI株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	支社通信の確保		
(略) (<u>社</u>)静岡県歯科医師会 (略)	災害時における医療救護の実施	(略) (<u>一社</u>)静岡県歯科医師会 (略)	災害時における医療救護の実施		
	(略)	(略)			
日本通運株式会社		日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 1 災害対策に必要な物資の輸送確保 セマト運輸株式会社 2 災害時の応急輸送対策 西濃運輸株式会社 2 災害時の応急輸送対策			
(一社)静岡県トラック協会		(一社)静岡県トラック協会			
(社)静岡県バス協会 避難住民等の輸送の支援 (独)日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター 1専門家の派遣2放射線測定機材の提供3災害応急対策の技術的支援(検討・助言)		(一社)静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援		
		(独)日本原子力研究開発機構 1 専門家の派遣 2 放射線測定機材の提供 3 災害応急対策の技術的支援(検討			
	(略)	(略)			
4~8 (略)		4~8 (略)			
第2章 原子力災害事前対策 第1節~第3節(略)		第2章 原子力災害事前対策 第1節~第3節(略)			

第4節 原子力防災専門官との連携

県は、静岡県地域防災計画「原子力災害対策の巻」の作成、原子力事業所の防災体制に関する情 報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設(以下「対策拠点施 設」という。) の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連 絡体制、防護対策(避難計画の策定を含む)、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災 専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

IΒ

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、 災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等) 能力等を活用するものとする。
- 事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努│機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者 めるものとする。
- 産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

(本文略)

- 1 情報の収集・連絡体制の整備
- (1) 県と関係機関相互の連携体制の確保

(本文略)

また、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災 地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にし て情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知する。

・事業者からの連絡を受信する窓口(夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮し た、代替となる手段や連絡先を含む。)

(略)

第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携

(1) 県は、静岡県地域防災計画「原子力災害対策の巻」の作成、原子力事業所の防災体制に関す る情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設(以下「対策拠 点施設 | という。) の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時 の連絡体制、防護対策(避難計画の策定を含む)、広域連携などの緊急時対応等については、原子力 防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

(2) 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、 緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携 などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された地方放射線モニタリ ング対策官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、 災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等) については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや│については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事 業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (2) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給 │(2) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的 との連携に努めるものとする。
- (3) 県は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財 │(3) 県は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用 を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

(本文略)

- 1 情報の収集・連絡体制の整備
- (1) 県と関係機関相互の連携体制の確保

(本文略)

また、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災 市町に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考に して情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者その他関係 機関等に周知する。

・原子力事業者からの連絡を受信する窓口(夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども 考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。)

(略)

・防護対策の決定者への連絡方法(報告内容、通信手段、通常の意思決定者が不在の場合の代替者 ・防護対策の決定者への連絡方法(報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者(優 (優先順位つき)を含む。)

IΒ

(略)

 $(2) \sim (6)$ (略)

- 2 情報の分析整理
- $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 防災対策上必要とされる資料

対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

- ① (略)
- ② 社会環境に関する資料
- ア 種々の縮尺の周辺地図

時要援護者の概数、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。)

ウ~オ(略)

カ 緊急被ばく医療施設に関する資料(初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、)カ 緊急被ばく医療機関に関する資料(初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関それぞれに関する 位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等)

キ (略)

- ③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
- ア 周辺地域の気象に関する資料(過去1年間の周辺測定点における風向、風速及び大気安定度の月 ア 周辺地域の気象資料(過去1年間の周辺測定点における風向、風速及び大気安定度の月別及び日 別及び日変化の情報等
- イ (略)
- ウ 平常時環境放射線モニタリングに関する資料
- エ・オ (略)
- ④ 防護資機材等に関する資料
- ア (略)
- イ 避難用車両の緊急時における運用体制に関する資料
- ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況に関する資料

先順位つき)を含む。)

(略)

 $(2) \sim (6)$ (略)

- 2 情報の分析整理
- $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 防災対策上必要とされる資料

県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と連携して、応急対策の的確な実施に資するた│県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者その他関係機関と連携して、応急対策の的確な め、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防│実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要 護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本 部設置予定施設、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。 ① (略)

- ② 社会環境に関する資料
- ア 種々の縮尺の周辺地図

イ 周辺地域の人口、世帯数に関する資料(原子力発電所との距離別、方位別の人口、世帯数、災害 │イ 周辺地域の人口、世帯数(原子力発電所との距離別、方位別、要配慮者(高齢者、障害者、外国 人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。)の概要、統計的な観光客数など季 節的な人口移動に関する資料を含む。)

ウ~オ (略)

位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等)

キ (略)

- ③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
- 変化の情報等)

イ モニタリングステーション・モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図、及 び環境試料採取の候補地点図

- ウ (略)
- エ 平常時環境放射線モニタリング資料
- オ・カ (略)
- ④ 防護資機材等に関する資料
- ア (略)
- イ 避難用車両の緊急時における運用体制
- ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

⑤~⑥ (略)

3 通信手段の確保

県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電|県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電 所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ│所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ 緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。 また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものと│また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するも する。

ΙВ

- (1) 専用回線網の整備
- ① 県と国、所在市、関係周辺市町との間の専用回線網の整備

県と国は、緊急時における県と国及び県と所在市、関係周辺市町との間の通信体制を充実・強化す るため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

② (略)

(2) 通信手段・経路の多様化

① \sim 8 (略)

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 県原子力災害警戒本部の設置準備体制

県は、国から警戒事象発生の通報を受けた場合、もしくは、原子力発電所における事故の影響が周 辺地域に及ぶおそれがある旨、原子力事業者から通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情 報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿(衛星電話等非常用通信機器の連絡 先を含む)等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制 の整備を図るものとする。また、特定事象発生に備えて、県原子力災害警戒本部(以下「警戒本部」 という。)の設置準備の体制についてあらかじめ定めておくものとする。

(2) 県原子力災害警戒本部の体制

県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を迅速・ 的確に設置・運営するため、警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集 配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。県原子力災害現地警戒本部(以下「現地警 戒本部」という。) についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

(3) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

⑤~⑥ (略)

3 通信手段の確保

緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。 のとする。

新

- (1) 専用回線網の整備
- ① 県と国、所在市、関係周辺市町との間の専用回線網の整備

県は国と連携し、緊急時における県と国及び県と所在市、関係周辺市町との間の通信体制を充実・ 強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

- ② (略)。
- (2) 通信手段・経路の多様化等

①~⑧ (略)

- 1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備
- (1) 県原子力情報収集体制

県は、情報収集事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行える よう、あらかじめ非常参集職員の名簿(衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む)等を含む体制 図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

(2) 県原子力警戒事態対応体制

■県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受 けた場合又は国から警戒事態発生の連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連 絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿(衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む)等 を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る ものとする。また、施設敷地緊急事態発生に備えて、県原子力災害警戒本部(以下「警戒本部」と いう。) 設置の準備についてあらかじめ定めておくものとする。

(3) 県原子力災害警戒本部の体制

県は、原子力事業者から特定事象(原災法第10条事象)発生の通報を受けた場合又は国から施設敷 地緊急事態発生の連絡を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を迅速・的確に設置・運営する ため、警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等についてあ らかじめ定めておくものとする。

(4) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

県は、国から警戒事象又は原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国、所在市│県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受 及び関係周辺市町と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災 害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整 備するものとする。

(4) (略)

2 県原子力災害対策本部体制等の整備

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、知事を本部長とする県原子力災害対策 本部(以下「災害対策本部」という。)を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場 所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法 等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、県原子力災害現地対策本部(以 下「現地対策本部」という。) についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

(本文略)

3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、 国、所在市、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協 議会は対策拠点施設に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在│設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市及び関係周辺市町の 市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者 の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日 本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は原子力 災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力 防災専門官等と連携して定めておくものとする。

(本文略)

 $4 \sim 6$ (略)

7 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結の促進、消防相互|県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結を促進するなど、 応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請 のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

8 (略)

9 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく 医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要

けた場合、国から警戒事態発生の連絡を受けた場合、原子力事業者から特定事象発生の通報を受け た場合又は国から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、直ちに国、所在市及び関係周辺市町 と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会 機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(5) (略)

2 県原子力災害対策本部体制等の整備

県は、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合、知事を本部長と する県原子力災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を迅速・的確に設置・運営するため、 災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必 要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。(削除)

(本文略)

3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

県は、原災法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第 23 条により、当該原子力緊急 ┃県は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第 23 条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交 換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、所在市、関係周辺 市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は対策拠点施設に それぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委 任された者から構成され、(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構等の専門家 が必要に応じ出席することとされている。このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する |職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めて おくものとする。

(本文略)

4~6 (略)

7 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な 派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

8 (略)

9 被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、(独)放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応 ┃ 可能な医療機関等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ

静岡県地域防災計画(原子力災害対策の巻) 新旧対照表(案)

な準備を整えておくものとする。

10 (略)

11 対策拠点施設

(1) • (2) (略)

(3) 県及び国は相互に連携して、対策拠点施設に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、 衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。

ΙВ

(5) 対策拠点施設からの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじ め定めておくものとする。

12 モニタリング体制等

緊急時モニタリングについては、原子力規制委員会の統括の下、原子力規制委員会等関係省庁、地 緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会の統括の下、緊急時モニタリングセンタ 方公共団体、原子力事業者等が実施するものとされている。また、上記以外の関係省庁(海上保安 庁等) はその支援を行うものとされている。

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評 価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時より環境放射線モニタリング(空間放射線量┃整備に協力する。 率、水道水、葉菜等の環境試料)を適切に実施する。また、県は、国及び原子力事業者と連携し、 緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、 関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。

定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

10 (略)

11 対策拠点施設

(1) • (2) (略)

(3) 県及び国は、相互に連携して、対策拠点施設に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システ ム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。

(5) 県及び国は、相互に連携して、対策拠点施設からの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬 送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。

12 モニタリング体制等

(緊急時モニタリングセンター)

ーが設置される。

緊急時モニタリングセンターは、国(原子力規制委員会及び関係省庁)、県、原子力事業者及び関 係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の

原子力規制委員会による緊急時モニタリングの統括とは、以下の項目等を行うことである。

- ・緊急時モニタリングの実施方針(原子力災害対策指針)の策定
- ・動員計画の作成
- ・緊急時モニタリング実施計画の作成
- ・緊急時モニタリングの実施の指示
- ・緊急時モニタリングの実施の総合調整
- ・緊急時モニタリングの結果の収集と公表
- ・緊急時モニタリング結果の評価
- ・緊急時モニタリング結果及び事態の進展に応じた実施計画の改定

(平常時のモニタリングの実施)

県は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に 資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施する。

(その他体制の整備)

県は、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニ タリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通し た連携の強化等を行い、緊急時モニタリングの体制の整備を図る。

具体的には以下のとおり。

(1) 緊急時モニタリング計画の作成

(1) 緊急時モニタリング計画の策定

ΙВ

県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、緊急時モニタリング計画を策定す るものとする。

なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、原子力災害対策指 針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とするものとする。

また、県は、緊急時モニタリング計画を踏まえ、緊急時環境放射線モニタリング実施要領を策定す るものとする。

(2) モニタリング設備・機器等の整備・維持

県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、 モニタリングステーション、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線 モニタリング設備・機器、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に 努めるものとする。

(3) モニタリング要員の確保

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじ
 め定めておくものとする。

(4) 緊急時モニタリングの体制及び役割

県は、モニタリング実施組織及びそれぞれの役割等を、緊急時環境放射線モニタリング実施要領に おいて定めておくものとする。

(5) 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備

県は、緊急時モニタリング計画で整理されたモニタリング関係機関と平常時より緊密な連携を図る ものとする。

県は、国、指定公共機関及び原子力事業者から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体 制について整備するとともに、原子力規制委員会の統括の下、指定行政機関、指定公共機関、原子 力事業者等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備する ものとする。

(6) 緊急時予測システム

県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測(緊急┃県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測に係る 時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム(以下「SPEEDIネットワークシステム」と いう。)等)に係る機器の整備を図ることとする。また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期 等の条件の設定において考慮すべき地域の気象(風向・風速・降雨量等)や大気中拡散予測の特性 おく。 を事前に整理しておく。

(7) (略)

新

県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者及び関係指定公 共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成する。

県は、地域の特有の気象(風向・風速・降雨量等)や放射性物質の大気中拡散の特性(大気中拡散 の距離や方向の傾向)を、気象情報や放射性物質の大気中拡散計算を用い把握し、モニタリングの 実施地点の候補を選定する際に参考にする。

緊急時モニタリング計画の作成においては、別途原子力規制庁が示す緊急時モニタリング計画の作 成要領を参考にする。

(2) モニタリング資機材等の整備・維持

県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリ ングステーション、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型のモニタリング用資機材、環境試料 分析装置並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるもの とする。

(3) 要員の確保

国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県はこれ に協力し、必要な要員をあらかじめ定めておく。

(削除)

(4) 訓練等を通じた測定品質の向上

県は、平常時から、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な 連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。

(5) 大気中放射性物質拡散計算システム

機器の整備を図るものとする。また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定に |おいて考慮すべき地域の気象(風向・風速・降雨量等)や大気中拡散予測の特性を事前に整理して

13 (略)

13 専門家の派遣要請手続き

県は、国から警戒事象又は原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対│県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生の連絡 し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めて おくものとする。

ΙВ

14 (略)

15 複合災害に備えた体制の整備

ことにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、防災計画 等を見直し、備えを充実するものとする。

(本文略)

16 (略)

第8節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避 及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。

うための避難計画をあらかじめ作成し、原子力緊急事態宣言発出時には直ちにPAZ圏内の住民等 の避難が可能な体制を構築するものとする。

(本文略)

- 2 避難所等の整備
- (1) 避難所等の整備

県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施 設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじ め指定するよう助言するものとする。

14 専門家の派遣要請手続き

を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要 請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

新

15 (略)

16 複合災害に備えた体制の整備

県は国と連携し、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する┃県は、国と連携し、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化す │ることにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、防災計 画等を見直し、備えを充実するものとする。

(本文略)

17 (略)

第8節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

| 県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避 及び避難誘導計画の策定について支援するものとする。

県は、原子力災害対策指針に基づき、予防的防護措置を準備する区域(PAZ)の避難を迅速に行│県は、原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定し、施設 敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者(避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、 避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び 安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実 施が必要な者をいう。以下同じ。)の避難、原子力緊急事態宣言発出時にはPAZ圏内の住民等の 避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。

(本文略)

- 2 避難所等の整備等
- (1) 避難所等の整備

┃県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施 設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時に おいて安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定し、 住民への周知徹底を図るよう助言するものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な 障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるよう助 言するものとする。

係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等 避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備 した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

県は、所在市及び関係周辺市町に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコ ンクリート屋内退避体制の整備について助言するものとする。

- (4) (略)
- (5) 応急仮設住宅等の整備

県は、国、企業等と連携を図りつつ,応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し,供給可能量を把 配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を 整備しておくものとする。

 $(6) \sim (7)$ (略)

(8) 避難場所における設備等の整備

県は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携│市町は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携 帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障害のある人、 外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備 に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るも のとする。

(9) 物資の備蓄に係る整備

県は、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、┃市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し 炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定され た学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

- 3 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備
- 護者等及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分┃響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取

新

また、県は避難場所指定の助言に当っては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる│また、県は、所在市及び関係周辺市町等における指定緊急避難場所等の指定に当っては、風向等の 可能性を考慮するとともに、災害時要援護者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に 気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十 分配慮するよう助言するものとする。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協 定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

> なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に 保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

(削除)

するよう助言するものとする。また、県は、所在市及び関係周辺市町等と協力し、広域避難を想定 | 県は、所在市及び関係周辺市町等と協力し、広域避難を想定して、避難誘導用資機材、移送用資機 材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避施設の整備

- 県は、所在市及び関係周辺市町に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコ ンクリート屋内退避施設の整備について助言するものとする。

(4) (略)

(5) 応急住宅の供給体制等の整備

| 県は、国、市町、企業等と連携を図りつつ、応急建設住宅の用地や建設に要する資機材に関し、供 握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に「給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における利 用可能な被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速に あっせんできるよう、あらかじめ体制を整備しておくものとする。

 $(6) \sim (7)$ (略)

(8) 避難所における設備等の整備

帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施 | 設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器 の整備を図るものとし、県は市町を支援する。

(9) 物資の備蓄に係る整備

用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等にお いて、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとし、県は市町を支援する。

- 3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備
- (1) 県は、傷病者、入院患者、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時要援 (1) 県は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影

IΒ 配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

- ① 災害時要援護者等及び一時滯在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主 防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等 の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者等に関する情報を把握の上、関係者 との共有に努めるものとする。
- ② 災害時要援護者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、所在市、関 係周辺市町及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。
- ③ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。

④ (略)

- ものとする。
- (2) 病院等医療機関の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避 難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方 法等についての避難計画を作成するものとする。

また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患しまた、県は、国の協力のもと、病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院 者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。

(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と │(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と 連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必 要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入 所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

(本文略)

4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設(保育所を含む)の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時に おける園児、児童、生徒及び学生(以下「生徒等」という。)の安全を確保するため、あらかじめ、 避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

5 (略)

6 住民等の避難状況の確認体制の整備

り組むものとし、県は市町を支援する。

(削除)

① (略)

⑤ 所在市及び関係周辺市町に対し、災害時要援護者等避難支援計画等を整備することを助言する│②所在市及び関係周辺市町に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。

新

(2) 病院等医療機関の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避 難所(転院先)、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時にお ける医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。

連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要 な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所 者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

(本文略)

4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における園児、児童、 生徒及び学生(以下「生徒等」という。)の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、 誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、県は所在市及び関係周辺市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒|また、県は所在市及び関係周辺市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒 等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

5 (略)

6 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、所在市及び関係周辺市町等が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、┃県は、所在市及び関係周辺市町等が屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場 住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう所在市及び関係周辺「合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう所在市 市町等に対し助言するものとする。

7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備 (略)

8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

県は、市町が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものと│県は、市町が警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援する

IΒ

9 避難場所・避難方法等の周知

県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法(自家用 車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。)、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周 知徹底に努めるよう助言するものとする。

事業者と連携の上、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報につい て整理しておくものとする。

第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- 1 (略)
- 2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

第10 節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医┃県は、国及び関係機関と協議し、(独)放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、 療等に関する専門家の現地への移送協力(最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港|医療等に関する専門家の現地への移送協力(最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空 等から現地までの先導体制等)についてあらかじめ定めておくものとする。

- 2 緊急輸送路の確保体制等の整備
- (道路、港湾、漁港、飛行場等)及び輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場等)・集積拠点につ ┃

及び関係周辺市町等に対し助言するものとする。

- 7 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備 (略)
- 8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

ものとする。

9 避難所等・避難方法等の周知

┃ 県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避 │難誘導方法(バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、 家庭動物との同行避難等を含む。)、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努め るよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な 場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとす

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を所在市、関係周辺市町、防災業務関係者及び対「避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を所在市、関係周辺市町、防災業務関係者及び対 象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力 | 象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力 事業者と連携の上、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報に ついて整理しておくものとする。

第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- 1 (略)
- 2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

県は、所在市及び関係周辺市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲 | 県は、所在市及び関係周辺市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住 民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

第10 節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

港等から現地までの先導体制等)についてあらかじめ定めておくものとする。

- 2 緊急輸送路の確保体制等の整備
- (1) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設 │(1) ―県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設 (道路、港湾、漁港、飛行場等)及び輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場等)・集積拠点につ いて把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、県は国と連携し、こ│いて把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、県は国と連携し、こ れらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの「れらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの

形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

のとする。また、県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、応援協定を締結している県警備 業協会との連絡体制の整備に努めるものとする。

(3) • (4) (略)

(5) 県及び県警察は、国並びに市町の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送 活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報 板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

 $(6) \sim (8)$ (略)

標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に 極的にするなど、その普及を図るものとする。

第11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 (略)

2 救助・救急機能の強化

県は国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体│県は国及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うた 制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

- 3 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備
- (1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資 │(1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資 機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨ|機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。(削除) ウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順、体制の整 備が必要であるが、当面は、県における備蓄と緊急時における配布手順などを明確にしておくもの とする。

(2) • (3) (略)

(4) 県は、緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われ るよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。

形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

(2) 県は、県の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるも (2) 県は、県の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるも ┃のとする。また、県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に 交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。

(3) • (4) (略)

(5) 県及び県警察は、国、所在市及び関係周辺市町の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に 関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のた めの装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

 $(6) \sim (8)$ (略)

(9) 県は国と連携し、災害時の協力協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両 (9) 県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付 のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付され 交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積│ることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にす るなど、その普及を図るものとする。

第11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

2 救助・救急機能の強化

め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る ものとする。

- 3 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

(2) • (3) (略)

- (4) 県は、緊急被ばく医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急 被ばく医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとす る。
- 4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、所在市、関係周辺市町及び医療機関等と連携して、PAZ内 の住民等及びPAZ外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する 安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにPAZ外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布 ΙВ

4 消火活動用資機材等の整備

(略)

- 5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備
- (1) (2) (略)
- 6 物資の調達、供給活動
- (1) (本文略)また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸 の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮す るとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- (2) (3) (略)
- 7 大規模・特殊災害における救助隊の整備

(略)

第12 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- 民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的 な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ 共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- (2) 県は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者の危険回 │(2) 県は、国と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被 避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を常に伝達できるよう、その体制及び県防災行 政無線、広報車等の施設、装備の整備を図るものとする。
- (3) (略)
- (4) 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び所在市及び関係周辺市町と連携し、傷病者、入 院患者、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者等及び一時滞在者 に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得なが ら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (5) (略)

第13 節 行政機関の業務継続計画の策定

県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる 人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る 必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ┃必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた た場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確

5 消火活動体制の整備

(略)

- 6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備
- (1) (2) (略)
- 7 物資の調達、供給活動体制の整備
- │(1) (本文略)また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸 送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資|送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資 の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮する とともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備を進めていくものとする。

- (2) (3) (略)
- 8 大規模・特殊災害における救助隊の整備

(略)

第12 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて住 │(1) 県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じ て周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確 で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達さ れ、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
 - 災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を常に伝達できるよう、その体制 及び県防災行政無線、広報車等の施設、装備の整備を図るものとする。
 - (3) (略)
 - (4) 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び所在市及び関係周辺市町と連携し、要配慮者及 び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の 協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
 - (5)(略)

第13 節 行政機関の業務継続計画の策定

- 県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる 人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る │場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保

静岡県地域防災計画(原子力災害対策の巻) 新旧対照表(案)

ΙВ 新 保を図るものとする。(本文略) を図るものとする。(本文略) 第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 (1)①~~(5) (略) (1)①~~(5) (略) ⑥コンクリート屋内退避所、避難所に関すること ⑥コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること ⑦災害時要援護者等への支援に関すること ⑦要配慮者への支援に関すること ⑧~⑨ (略) $(8) \sim (9)$ (略) (2) (略) (2) (略) (3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障害のある人、外 | (3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域に 国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援│おいて要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、 護者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双 | 男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。 方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。 (4) (略) (4) (略) (5) 県は、国及び市町と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えてい ↓(5) 県は、国及び市町と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝え くため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理|ていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収 し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 (6) (略) (6) (略) 第 15 節 防災業務関係者の人材育成 第 15 節 防災業務関係者の人材育成 (本文略) (本文略) ①~④ (略) ①~④ (略) ⑤モニタリングと放射性物質の拡散予測の役割分担、モニタリング実施方法及び機器に関すること ⑤モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活 用に関すること ⑥ (略) ⑥ (略) ⑦緊急時に県や国等が講じる対策の内容 (7)緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること ⑧ (略) ⑧ (略) ⑨放射線緊急被ばく医療(応急手当を含む)に関すること ⑨緊急被ばく医療(応急手当を含む)に関すること ① (略) ⑪ (略) 第16節 防災訓練等の実施 第16 節 防災訓練等の実施 1 訓練計画の策定 1 訓練計画の策定 (1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、 (1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、 $\widehat{1}$) $\sim \widehat{4}$ (略) (削除) ⑤ 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練 ⑥~⑨ (略) ⑤~⑧ (略)

等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

(2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき、総合的な防災訓練の 実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情 報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定 した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとす る。

IΒ

- 2 訓練の実施
- $(1) \sim (3)$ (略)
- 3 実践的な訓練の実施と事後評価

おける判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

(本文略)

第17節~第20節(略)

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、国から警戒事象又は原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応並びに原子力 緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場 合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとす る。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

- 1 特定事象等発生情報等の連絡
- (1) 警戒事象発生の通報があった場合

① 原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事象が発生した場合、もしくは、原子力発電所にお ける事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがある場合は、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県 をはじめ所在市、関係周辺市町、関係機関等へ通報するものとされている。

等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

|(2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき、総合的な防災訓練の 実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情 報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定し た詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

- 2 訓練の実施
- $(1) \sim (3)$ (略)
- 3 実践的な訓練の実施と事後評価

県は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、原子力事業者の協力を受けて作成した、大規│県は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具 模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基│体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時 づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上にお│間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演 いて想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場に┃習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫す るものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

(本文略)

第 17 節~第 20 節 (略)

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態 に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急 対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められると きは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

- 1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡
- (1)情報収集事態が発生した場合

①原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況 について、関係省庁及び関係地方公共団体(県、PAZを含む市及びUPZを含む市町をいう。以 下同じ。)に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制 の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

② 原子力規制委員会は、警戒事象等の発生を確認するとともに、原子力規制委員会原子力事故警 | ①原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報 戒本部から関係省庁、県、所在市及び公衆に対し情報提供を行うものとされている。また、PAZ を含む市に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、傷病者、入院患者、高齢者、障 害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者等の避難準備、住民防護の準備など被 害状況に応じた警戒態勢をとるよう連絡することとされている。

ΙВ

③ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、県内の市町及び関係する指 2 県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡 定地方公共機関に連絡するものとする。

- (2) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合
- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県 をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、所在市、関係周辺市町、所轄警察署、所在市等の消しをはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市等 防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付すること とされている。(本文略)
- ② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出す | ② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出す べきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県|べきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県 をはじめ官邸(内閣官房)、所在市、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、必要 に応じPAZを含む市に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。

- ④ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確 認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門 官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、所在市に連絡することとされている。

②県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、 連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことにつ いて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況につい て、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公 共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警 戒態勢をとるため、PAZを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 (避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地 緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請するものとされ ている。

体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関 係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

- (3) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合
- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県 の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付する ものとされている。(本文略)
- をはじめ官邸(内閣官房)、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び公衆に連絡するものとされ ている。また、PAZを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施 設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、UPZ を含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共 団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外 の住民の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請するものとされている。

- ④ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に 随時連絡するものとされている。
- (3) 県のモニタリングステーション・モニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値の (4) 県のモニタリングステーション・モニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行う

検出を発見した場合

① 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングステーション又はモニタリング ポストにより、特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防 災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者に確認を行うものとする。

ΙВ

- ② 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者 に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について連絡を受けるもの とする。
- (4) (略)
- 2 応急対策活動情報の連絡
- (1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡
- ① 原子力事業者は、県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、所在市、関係周辺市町、所 轄警察署、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子 力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により 連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡「連絡するものとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡 することとされている。なお、県は通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについ ては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- ② 県は、国(原子力防災専門官を含む。)から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受 けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

③~⑤ (略)

(2) 原子力緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連 絡)

① 原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係 2 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省 省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタ|方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、 リング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞ│モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班に

べき数値の検出を発見した場合

① 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングステーション又はモニタリング ポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の 原子力防災専門官に連絡するとともに、原子力事業者に確認を行うものとする。

新

- ② 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者 に施設の状況確認を行うよう指示するものとされており、県はその結果について連絡を受けるもの
- (5) (略)
- 2 応急対策活動情報の連絡
- (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡
- ① 原子力事業者は、県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団、 県警察本部、所在市の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子 力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により するものとされている。なお、県は通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについ ては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- ② 県は、国(原子力防災専門官を含む。)から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受 けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

③~⑤ (略)

(2) 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡)

①原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに 官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市の消防機 関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとさ れている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、県は通 報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるもの とする。

庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。

県は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る市町、指定地方公共機│県は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地

れ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応してれてれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急 急対策について必要な調整を行うものとする。

② (略)

③ 原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及 | ④ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・ び所在市、関係周辺市町をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこ ととされている。

3 (略)

- 4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動
- (1) 初動段階の緊急時モニタリングの実施

県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合、周辺への影響の把握という観点から、 平常時のモニタリング(空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料)を強化し、結果をとりまと め、原子力規制委員会、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡するものとする。 また、県は、原子力災害対策指針や国が定めるマニュアル等に基づく緊急時モニタリング計画によ り、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行うものとする。

さらに、県は、原子力規制委員会及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング実施計画に基づ き、初動段階の緊急時モニタリングを実施するものとする。

(2) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画

緊急時モニタリング実施計画は、原子力規制委員会が、原子力災害対策指針に基づき策定するもの とされている。

原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して|協力する。 調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定するため、県は、関係省庁、原子 力事業者等とともに会議に参画し、改定に協力するものとする。

(3) 緊急時モニタリングの実施

事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

③ (略)

整理を行うとともに、県及び所在市、関係周辺市町をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・ 調整等を引き続き行うものとされている。

3 (略)

- 4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動
- (1) 緊急時モニタリング等の実施
- ① 情報収集事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平 常時モニタリングを継続する。

② 警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとと もに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規 制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告するとともに、 国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。

③緊急時モニタリングセンターの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定

施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国は、緊急時モニタリングセンターを立ち 上げるものとされている。県は、国による緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。国は、 原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布及び 地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況及び気象情報や大気中拡散計算の結果等を参考にしつ つ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。

④ 緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画 に基づき,緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて, 緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

⑤緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画

国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実 施計画を適宜改訂するものとされている。県は、緊急時モニタリングセンターを通じてこの改訂に

県は、原子力災害対策本部の総合調整のもと、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得る ために、緊急時モニタリング計画に基づき緊急時モニタリングを実施し、実施結果をとりまとめ、 原子力災害対策本部に送付するものとする。

IΒ

(4) モニタリング結果の共有

県は、国と連携し、モニタリングの結果及びその評価を共有することとする。また、緊急時モニタ リングの結果等について連絡を受けた県は、その内容を所在市及び関係周辺市町に連絡するととも に必要に応じて所在市、関係周辺市町以外の市町に連絡するものとする。

(5) 緊急時の公衆の被ばく線量の推計

国、指定公共機関及び県は連携し、特定事象発生の通報がなされた場合、健康調査・健康相談を適し国、指定公共機関及び県は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う 切に行う観点から、発災後一か月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素等の吸入による内部被「観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握 ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものと する。

第3節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 警戒本部の設置準備等

① 警戒本部の設置準備体制

辺地域に及ぶおそれがある旨、原子力事業者から通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情

⑥ モニタリング結果の共有

緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター 内、原子力規制委員会(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)及び原子力災害合同対策 協議会放射線班と速やかに結果を共有するとしている。また、原子力災害対策本部が行ったモニタ リング結果の評価等を緊急時モニタリングセンター及び原子力災害合同対策協議会放射線班と共有 する。

新

県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、関係 市町と共有するとしている。

(2) 緊急時の公衆の被ばく線量の実測

を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速や かに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

第3節 活動体制の確立

- 1 県の活動体制
- (1) 情報収集事態に対応した県の体制
- ① 県原子力情報収集体制

県は、情報収集事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確 立等必要な体制をとるとともに、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者等関係機関と緊密な 連携を図りつつ、原子力災害対策のためのあらかじめ定められた情報収集体制をとるものとする。

② 原子力情報収集体制の解除

原子力情報収集体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。

- ア 知事が、原子力発電所の状況が安定し、事故発生の恐れがなくなったと認めたとき。
- イ 原子力警戒事態対応体制に移行したとき。
- ③ 所在市及び関係周辺市町への連絡

県は、原子力情報収集体制をとったとき又は廃止したときは、その旨を所在市及び関係周辺市町へ 連絡するものとする。

- (2) 警戒事態に対応した県の体制
- ① 原子力警戒事態対応体制

県は、警戒事態の発生を認知した場合又は警戒事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常 県は、国から警戒事象発生の通報を受けた場合、もしくは、原子力発電所における事故の影響が周│参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、所在市町村、関係周辺市町 ┃村及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためのあらかじめ定め

報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事│られた警戒態勢をとるものとする。 業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ警戒本部を設置できるよう警戒態勢をとるも のとする。

IΒ

② 警戒本部の設置準備体制の解除

警戒本部の設置準備体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。

ア・イ (略)

③ 所在市及び関係周辺市町への連絡

県は、警戒本部の設置準備体制をとったとき又は廃止したときは、その旨を所在市及び関係周辺市│県は、原子力警戒事態対応体制をとったとき又は廃止したときは、その旨を所在市及び関係周辺市 町へ連絡するものとする。

- (2) 警戒本部の設置等
- ① 警戒本部の設置

る。また、必要に応じ、副知事を長とする現地警戒本部を対策拠点施設に設置するものとする。

② 情報の収集

県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等か「県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生の通報 ら情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

③ 対策拠点施設の設営準備への協力

力を行うものとする。

4~5 (略)

⑥ 警戒本部の廃止

警戒本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。

ア・イ(略)

- (3) 災害対策本部の設置等
- ① 災害対策本部の設置

② 情報の収集

県は、警戒事態の発生を認知した場合又は警戒事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、 原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとす る。

新

③対策拠点施設の設営準備への協力

県は、警戒事態の発生を認知した場合又は警戒事態発生の通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設 の立ち上げ準備への協力を行うものとする。

④国等との情報の共有等

県は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状 況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとす

⑤ 原子力警戒事態対応体制の解除

原子力警戒事態対応体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。

ア・イ (略)

⑥ 所在市及び関係周辺市町への連絡

町へ連絡するものとする。

- (3) 原子力災害警戒本部の設置等
- ① 原子力災害警戒本部の設置

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を県庁に設置するものとす│県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生の通報 を受けた場合、知事を本部長とする原子力災害警戒本部を県庁に設置するものとする。(削除)

② 情報の収集

を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、 事故の状況の把握に努めるものとする。

③ 対策拠点施設の設営準備への協力

県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設の設営準備への協|県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生の通報 を受けた場合、直ちに対策拠点施設の設営準備への協力を行うものとする。

④~⑤ (略)

⑥ 原子力災害警戒本部の廃止

原子力災害警戒本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。

ア・イ(略)

- (4) 県原子力災害対策本部の設置等
- ① 県原子力災害対策本部の設置

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、知事を│県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、知事を 本部長とする災害対策本部を県庁に設置するものとする。また、必要に応じ、副知事を長とする現 地対策本部を対策拠点施設に設置するものとする。

② 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。

イ 災害対策本部長が、原子力発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必 要がなくなったと認めたとき。

- (4) (略)
- (5) 災害対策本部等の組織、配備態勢及び参集方法等

等は、静岡県原子力災害対策本部等運営要領(以下「災害対策本部等運営要領」という。)によるも のとする。

- (6) (略)
- 2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されるこ 原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されるこ ととなった場合は、県は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子しととなった場合は、県は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席 力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。(本文│させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものと 略)

3 専門家の派遣要請

県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手 続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。

- 4 応援要請及び職員の派遣要請等
- (1) (2) (略)
- 5 6 (略)
- 7 防災業務関係者の安全確保

県は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心│部と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下

本部長とする県原子力災害対策本部を県庁に設置するものとする。(削除)

③ 県原子力災害対策本部の廃止

県原子力災害対策本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。

イ 県原子力災害対策本部長が、原子力発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は 対策の必要がなくなったと認めたとき。

- (5) (略)
- (6) 災害対策本部等の組織、配備態勢及び参集方法等

警戒本部設置準備体制、警戒本部及び災害対策本部の組織、構成、配備態勢、参集方法、所掌事務 原子力情報収集体制、原子力警戒事態対応体制、原子力災害警戒本部及び県原子力災害対策本部の |組織、構成、配備態勢、参集方法、所掌事務等は、静岡県原子力災害対策(警戒)本部運営要領に よるものとする。

- (7) (略)
- 2 原子力災害合同対策協議会への出席等

する。(本文略)

3 専門家の派遣要請

県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生の通報 を受けた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家 の派遣を要請するものとする。

- 4 応援要請及び職員の派遣要請等
- (1) (2) (略)
- (3) 緊急時モニタリング要員の要請等

緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合には、原子力規制委員会(全面緊急事態においては、 原子力災害対策本部)に対しモニタリング要員の動員を要請する。

5 • 6 (略)

7 防災業務関係者の安全確保

県は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部、現地│県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、県原子力災害対策本

理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配意するものとする。 (本文略)

- (2) 防護対策
- ① 災害対策本部長又は現地対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者、市町及びそ の他防災関係機関に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の 配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。
- ② 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、災害対策本部長又は現地 対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

- (3) 防災業務関係者の放射線防護
- ① ② (略)
- ③ 県の放射線防護を担う班は、現地対策本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ、除 │ ③ 県原子力災害対策本部原子力班及び放射線監視班は、被ばく管理を行う場所を設定し、必要に 染等の医療措置を行うものとする。
- く医療現地派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門│のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。 医療機関等の協力を得るものとする。

言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等)に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を 行うものとする。

⑤・⑥ (略)

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動 を実施するものとする。

(1) 県は、警戒事象発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内の傷病者、入院患者、 高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に係る予防的防護措置(避 難) の準備を行うものとする。

なお、「EAL」(Emergency Action Level とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備 の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく、緊 急時の活動レベルである。

での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配意するものとする。

(本文略)

- (2) 防護対策
- ① 県原子力災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者、市町及びその他防災関 係機関に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要 な措置を図るよう指示するものとする。
- ② 防護資機材防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県原子力災害対 策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防|さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防 護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

- (3) 防災業務関係者の放射線防護
- ① ② (略)
- 応じ、除染等を行うものとする。

④ 現地対策本部の放射線防護を担う班及び現地モニタリング班は、現地医務福祉班及び緊急被ば | ④県原子力災害対策本部原子力班及び放射線監視班は、被ばく医療に係る医療チームと緊密な連携 さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国(原子力緊急事態宣 さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国(原子力緊急事態宣┃言発出後は、原子力災害現地対策本部等)に対し、被ばく医療に係る医療チーム等の派遣要請を行 うものとする。

(4) 安全対策

① • ② (略)

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

|県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実 施するものとする。

(1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係 る避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うものとする。また、県は、国の要請又は独自の判 断により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の 確保等)に協力するよう要請するものとする。

なお、「EAL」(Emergency Action Level とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備 の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく、緊 急時の活動レベルである。

静岡県地域防災計画(原子力災害対策の巻) 新旧対照表(案)

静间 异地域的 灭	り束の巻/			
IΒ		新		
表 警戒事態における緊急時活動レベル (EAL)		表 警戒事態における緊急時活動レベル (EAL)		
警戒事態の基準	措置の概要	警戒事態の基準	措置の概要	
①県内において、震度6弱以上の地震が発生した場合	体制構築や情報収集	① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号	体制構築や情報収	
②県内において、大津波警報が発令された場合	を行い、住民防護のた	が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停	を行い、住民防護	
③東海地震注意情報が発表された場合	めの準備を開始する。	止信号が発信された原因を特定できないこと。	ための準備を開始	
④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と		② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の	る。	
認める原子炉施設の重要な故障等**		漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこ		
⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設		<u>Ł</u> .		
置が必要と判断した場合		③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。		
※ <u>想定される具体例は次のとおり。</u>		④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が		
・ 非常用母線への交流電源が1系統(たとえば、原子炉の運転中において	て、受電している非常用高	喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪		
王母線への交流電源の供給が1つの電源)になった場合		失すること。		
・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合		⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で		
・1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合		当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上		
• 原子炉水位有効燃料長上端未満		継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。		
・自然災害により以下の状況となった場合		⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下す		
<u>ープラントの設計基準を超える事象</u>		<u>ること。</u>		
長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象		⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。		
		⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす		
		可能性が生じること。		
		⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業		
		所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。		
		⑩ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置		
		法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関		
		する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第		
		8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」		
		という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。		
		① 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあるこ		
		と、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。		
		② 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生し		
		<u>た場合。</u>		
		③ 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。		
		④ 東海地震注意情報が発表された場合(浜岡原子力発電所のみ)。		
		⑤ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故		
		障等が発生した場合。		

	計画(原子力災害	対策の巻) 新旧対照表(案)		
旧		新		
		⑯ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事		
		象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。		
		① その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすお		
		それがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の		
		設置が必要と判断した場合		
(2) 県は、 <u>特定事象</u> 発生時には、国の <u>指示</u> 又は独自の判断により、PA2	Z内における予防的防護措	(2) 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により)、PAZ内における避	
置(避難)の準備を行うとともに、PAZ内の傷病者、入院患者、高齢者	、障害のある人、外国人、	難の準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行う <u>もの</u>	Oとし、PAZを含む市	
乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に係る予防的防護措置(避難)を行	テう <u>こと</u> とし、PAZを含			
む市にその旨を伝達する <u>こと</u> とする。また、県は、国の <u>指示</u> 又は独自の判	む市にその旨を伝達する <u>こと</u> とする。また、県は、国の <u>指示</u> 又は独自の判断により、 UPZ内にお			
ける予防的防護措置(屋内退避)の準備を行うこととする。		受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備(避難先、輸送	送手段の確保等)に協力	
		するよう要請するものとする。		
表 施設敷地緊急事態における緊急時活動レベル (EAL)		表 施設敷地緊急事態における緊急時活動レベル (EAL)		
施設敷地緊急事態の基準	措置の概要	施設敷地緊急事態の基準	措置の概要	
①原子炉冷却材の漏えい。	PAZ内の住民等の避	①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却	PAZ内の住民等	

動。_	
③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。	

④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留 熱除去機能喪失。

②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作

⑤全交流電源喪失(5分以上継続)。

⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源

が一となる状態が5分以上継続。

⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。

⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。

⑨原子炉制御室の使用不能。

PAZ内の住民等の避 難準備、及び早期に実 施が必要な住民避難、 等の防護措置を行う。

施設敷地緊急事態の基準	措置の概要
①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却	PAZ内の住民等
材の漏えいが発生すること。	の避難準備、及び早
②原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合にお	期に実施が必要な
いて、全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限	住民避難、等の防護
<u>る。)による注水ができないこと。</u>	措置を行う。
③原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が	
喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪	
失すること。	
④全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以	
上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の	
位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規	
則第5号)第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術	
基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第72条第	
1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。	
⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供	
給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。⑥ 原子炉の停止中	
に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注	

水する系に限る。)が作動する水位まで低下すること。

⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を

野岡泉地域例炎計画(原丁刀炎音》 旧	が
	維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できな
	いこと。
	⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又
	は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子
	<u>炉</u> 制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施
	設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑨ 原子力事
	業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通
	信のための設備の全ての機能が喪失すること。
	⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
	⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常
	<u>の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</u>
	② 原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない
	場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装
	置を使用すること。
	③ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失
	するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子力事業所へ放出され、
	又は放出されるおそれがあり、原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあ
	ること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するお
	<u>それがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</u>
	④ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通
	報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質
	が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。
	⑤ その他原子力施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすお
	それがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業者外へ放出され、又
	は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備え
	た防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象
	が発生すること。
(3) 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言 (原災法第15条事象) を発出し、PAZ内の避難	(3) 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P
<u>を</u> 指示した場合は、 PAZ 内の <u>予防的防護措置(避難)</u> を行う <u>こと</u> とし、 PAZ を含む市に対し、	AZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、PAZ内の避
住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施すると	難を行う $\underline{60}$ とし、 \underline{PAZ} を含む市に対し、住民等に対する避難のための $\underline{立退き}$ の指示の連絡、確
ともに、住民避難の支援が必要な場合には市と連携し国に要請するものとする。	認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市と連携し国
	に要請するものとする。
なお、県は、PAZ内の <u>予防的防護措置(避難)</u> の実施に併せ、国の <u>指示</u> 又は独自の判断により、	また、県は、PAZ内の <u>避難</u> の実施に併せ、国の <u>要請</u> 又は独自の判断により、 <u>UPZを含む市町に</u>
原則としてUPZ内における予防的防護措置(屋内退避)を行うこととし、UPZを含む市町にそ	対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、UPZ外の

の旨を伝達するとともに、UPZ外の市町に対し、必要に応じて、予防的防護措置(屋内退避)を┃市町に対し、PAZ内から避難してきた住民等の受入れやUPZを含む市町が行う防護措置の準備 行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。 表 全面緊急事態における緊急時活動レベル (EAL) 全面緊急事態の基準 措置の概要 ①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材に PAZ内の住民避難等の より原子炉を停止することができない。 防護措置を行うととも ②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての に、UPZ及び必要に応 機能が喪失。 じてそれ以遠の周辺地域 ③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。 において、放射性物質放 ④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。 出後の防護措置実施に備 ⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容 │ えた準備を開始する。放 器の圧力抑制機能が喪失。 射性物質放出後は、計測 ⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。 される空間放射線量率な ⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続。 どに基づく防護措置を実 ⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知。 施する。 ⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の 液位の変化その他の事象の検知。 ⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間 以上継続。 ⑪原子炉制御室等の使用不能。 ⑩照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する 液面まで低下。

※ 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

⑬敷地境界の空間放射線量率 5 μ Sv/hが10分以上継続。**

IΒ

新

<u>への協力の要請並びに</u> 必要に応じて、 <u>屋内退避</u> を行う可能性がある旨の	注意喚起を行うものとする。
表 全面緊急事態における緊急時活動レベル (EAL)	
全面緊急事態の基準	措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原	PAZ内の住民避難等の
子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認するこ	防護措置を行うととも
とができないこと。	に、UPZ及び必要に応
② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉	じてそれ以遠の周辺地域
冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装	において、放射性物質放
置による当該原子炉への注水ができないこと。_	出後の防護措置実施に備
③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合	えた準備を開始する。放
において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水が	射性物質放出後は、計測
できないこと。	される空間放射線量率な
④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高	どに基づく防護措置を実
使用圧力又は最高使用温度に達すること。	施する。
⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機	
能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての	
機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失するこ	
<u>Ł.</u>	
⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1	
時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその	
附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及	
び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第7	
2条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上)継続すること。	
⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状	
態が5分以上継続すること。	
⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知する	
<u> </u>	
⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置	
(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下	
し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。	
⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メ	
<u>ートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそ</u>	
れがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	

⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室から

ΙВ の原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失す ること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室 に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の 異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ② 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合におい て、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ③ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づ く緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線 量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除 < 。)。 ④ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼ すこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子断基準として政 令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合 (事業所外運搬に係る場合を除く。)。 また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指|また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指 示された場合、又は、国、原子力事業者等と連携し、緊急時モニタリングを実施し、原子力災害対「示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示 策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害 | 及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、 対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、UPZを含|又は超えるおそれがあると認められる場合は、UPZを含む市町に対し、住民等に対する屋内退避 む市町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等 又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するととも 必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に に、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。 要請するものとする。 (4)放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OIL に基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急 対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事 おって、知事は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとす 前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県 る。 は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、 判断時期等について助言するものとする。 表 OIL1、2と防護措置(略) 表 OIL1、2と防護措置(略) (5) 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である 指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、 被災者の運送を要請するものとする。 なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の

(4) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町に協力し、住民等に向けて、 避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予 測及び大気中拡散予測、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれら の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

ΙВ

- (5) 県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町に協 力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認 するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情 報提供するものとする。
- (6) (略)

2 避難場所

- (1) 県は、避難対象区域を含む市町に対し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所 の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ 指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難 場所として開設することを支援するものとする。
- (2) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る 情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事 業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報 について県及び市町に提供するものとする。
- (3) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものであ るよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な 対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易べ ッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管 理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の 状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める ものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるもの┃めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるも とする。

要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し 当該運送を行うべきことを指示するものとする。

(6) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向け て、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気 象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとす る。また、県は、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災 害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

(削除)

(7) (略)

(8) 県は、災害の実態に応じて、市町と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけ るものとする。

2 避難所等

- (1) 県は、避難対象区域を含む市町に対し、緊急時に必要に応じ指定避難所及びスクリーニング等 の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あら かじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て 避難所等として開設することを支援するものとする。
- (2) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情 報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業 ↑者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県 及び市町に提供するものとする。
- (3) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものである よう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対 策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッ ド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理 栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ の処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努
- (4) 避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高 (4) 県は、厚生労働省と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健 いため、県は、国と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態|康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健

を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、県は市町と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等┃特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、 の災害時要援護者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入 れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計 画的に実施するものとする。

また、県は市町と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

なお、県は市町と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に 設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等につ いても必要な措置を講ずるものとする。

- (5) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難場所の運営における女性の参画を推進するとと もに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、 更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保 など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。
- (6) 県は、国及び避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避 難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防 服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定 ヨウ素剤の準備を行うものとする。
- (8) 県は、国及び避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生 活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空 き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本 とする。
- (9) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図る 慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調 達に関して要請するものとする。
- 3 広域一時滞在
- (1) 被災市町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域 ┃(1) 被災市町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域 外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、 県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れに ついては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。

 $(2) \cdot (3)$ (略)

康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的 に実施するものとする。

また、県は市町と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

- (5) 市町は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとと もに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、 更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保な ど、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとし、県は市町を支援する。
- (6) 県は、国及び避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避 難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(7) 県は、国及び避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生 活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き 家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とす

- (8) 県は、応急建設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図る ため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配|ため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配 慮するとともに、必要に応じて、応急建設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮|また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急建 設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調 達に関して要請するものとする。
 - 3 広域一時滞在

(削除)

外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、 | 県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れに ついては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。

 $(2) \cdot (3)$ (略) (4) 国は、市町及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合に

(4) • (5) (略)

4 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

を行う際の基準を決定し、地方公共団体に連絡するものとされている。

ΙВ

県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関 の支援の下、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等(避難輸送に使用する車両及びその乗 務員を含む。)のスクリーニング及び除染を行うものとする。

但し、避難の時期等により、汚染がないことが明らかな場合には、スクリーニングを行わないよう にすることもできる。

表 OIL4と防護措置について(略)

5 安定ヨウ素剤の予防服用

(略)

- 6 災害時要援護者等への配慮
- (1) 県は、市町と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要 援護者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健 康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人 向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供につい ても十分配慮するものとする。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機 関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、 入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来「迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。 患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関 と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対しと連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対 処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。

(5) • (6) (略)

て行うものとされている。

4 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難の際の住民等に対するスクリーニング|原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、スクリーニング及び除染措置を実施するよ う地方公共団体に連絡するものとされている。

おいて、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついと まがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町及び県に代わっ

│県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関 の支援の下、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等(避難輸送に使用する車両及びその乗 務員を含む。)のスクリーニング及びスクリーニング結果に応じたOILに基づく除染を行うものと する。

但し、避難の時期等により、汚染のないことが明らかな場合には、スクリーニングを行わないよう にすることもできる。

表 OIL4と防護措置について(略)

5 安定ヨウ素剤の予防服用

(略)

なお、緊急の場合は、原子力災害対策指針を踏まえ、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指 示するとともに、アレルギー等への対処態勢を確保するものとする。

- 6 要配慮者への配慮
- (1) 県は、市町と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及 び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、 福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住 宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するもの
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合 は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、 入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。 ┃また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関 処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。

(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設 │(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、 ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難 させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するもの「所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やか とする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都 道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支 援を行うものとする。

IΒ

7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、 あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるも のとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ 引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発 生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるもの とする。

9 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

県は、市町長等が設定した警戒区域又は避難を勧告若しくは指示した区域について、居住者等の生┃県は、現地対策本部、関係機関等と連携し、市町長等が設定した警戒区域又は避難を勧告若しくは 命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区 域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関 等と連携した運用体制を確立するものとする。

措 置 内 容	関係機関
(略)	

- 10 飲食物、生活必需品等の供給
- (1) (本文略)また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を 考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) (略)
- (3) 被災した県及び市町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国(物資関係省 庁)や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。
- (4) (略)
- (5) (本文略)なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が 無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、 当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示↓り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを するものとする。

あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入 にその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できな い場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先

7 学校等施設における避難措置

の調整のため必要な支援を行うものとする。

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示 等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員指示・引率のもと、迅速かつ安 全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルール に基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町に対し速やかにその旨を連絡するものと

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発 生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づ き、施設の利用者等を避難させるものとする。

9 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が 進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措 置をとるものとする。

措 置 内 容	関係機関		
(略)			

- 10 飲食物、生活必需品等の供給
- (1) (本文略) また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を 考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) (略)
- (3) 被災した県及び市町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国(物資関係省 庁) 又は原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。
- (5) (本文略)なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が 無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために特に必要があるときに限 指示するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

県は、応急対策実施区域及びその周辺(海上を含む。)における治安の確保について治安当局と協議│県は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺(海上を含む。)における治安の確保、火災の予防等 し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその 周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然|又は指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を 防止に努めるとともに、国と協力の上、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める | 実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。 ものとする。

IΒ

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- (1) 県は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要 な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷 制限及び摂取制限を実施するものとする。
- (2) 県は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質によ る汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。
- (3) 県は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指 導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとす る。
- 表 飲食物に係るスクリーニング基準*1(略)
- 表 OIL6と防護措置について(略)

第7節 緊急輸送活動

- 1 緊急輸送活動
- (1) (略)
- (2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

① • ② (略)

③ 対応方針を定める少人数のグループのメンバー(国及び県の現地対策本部長、市町の対策本部 | ③ 緊急事態応急対策要員(原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国 長等)緊急事態応急対策要員(原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、 国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等)及び必要とされる資機材

4~6 (略)

- (3) 緊急輸送体制の確立
- ① (略)
- ② 県は、人員、車両等の調達に関して、別表の関係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請する ② 県は、人員、車両等の調達に関して、別表の関係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請する とともに、必要に応じ、周辺市町や周辺県に支援を要請するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの勧告

新

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- (1) 国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷 制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示 に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。
- (2) 国は、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測 定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について 関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。県は、原子 力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による 汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国 の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食 物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。
- 表 飲食物に係るスクリーニング基準*1(略)

表 OIL6と防護措置について(略)

第7節 緊急輸送活動

- 1 緊急輸送活動
- (1) (略)
- (2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

① • ② (略)

の専門家 、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等)及び必要とされる資機材

④~⑥ (略)

- (3) 緊急輸送体制の確立
- ① (略)
- とともに、必要に応じ、周辺市町や周辺県等に支援を要請するものとする。

静岡県地域防災計画(原子力災害対策の巻) 新旧対照表 (案)

	旧					
輸 送 内 容	関	係	機	関		
(略)						

- ③ (略)
- 2 緊急輸送のための交诵確保
- (1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規 ど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。

県警察は、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動の│また、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のため ための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。

(2) 交通の確保

して、交通状況を迅速に把握するものとする。

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要な路線・区間において、一般車両の通行を禁止するなど の交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協 定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

県警察は、交通規制等に当たって、原子力災害合同対策協議会において、道路管理者と相互に密接┃県警察は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、道路管理者と相互に密接な な連絡をとるものとする。

第8節 救助・救急、消火及び緊急被ばく医療活動

- 1 救助・救急活動及び消火活動
- (1) 県は、関係消防機関の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道 | (1) 県は、市町の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は 府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を┃原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保する 確保するなどの措置を講ずるものとする。
- 状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町及び消防機関、原子力事業者等に対し、 応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。│請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。│
- 対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を┃対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要 直ちに応援要請を行った市町に連絡するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① (略)
- ② 応援要請を行う消防隊の種別と部隊数
- ③ (略)

				和
輸	送	内	容	関 係 機 関
				(略)

- ③ (略)
- 2 緊急輸送のための交诵確保
- (1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

│ 県警察は、緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規 制を実施するとともに交通情報の提供を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、PAZな│制等を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円 滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。

の先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。

(2) 交通の確保

県警察は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用│県警察は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用 して、交通状況を迅速に把握するものとする。

> 県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を 一行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、 交通誘導の実施等を要請するものとする。

連絡をとるものとする。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

- 1 救助・救急及び消火活動
- などの措置を講ずるものとする。
- (2) 県は、関係消防機関から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の (2) 県は、市町から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等か ら必要と認められるときは、消防庁、県内他市町及び消防機関、原子力事業者等に対し、応援を要
- (3) 県は、市町から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では ↓(3) 県は、市町から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では 請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町に連絡するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① (略)
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ (略)

2 緊急被ばく医療活動等

- (1) (略)
- (2) 県は、必要と認められる場合は、県内の国の開設する病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療 機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を 要請するものとする。

ΙВ

- (3) (略)
- (4) 緊急被ばく医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた緊急被ばく 医療措置を対応する医療機関等が講ずるものとする。

区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療			
	(略)					
医療機関等	1 救護所等(避難所) ^{※1} 2 浜岡原子力発電所内医療施設 3 別表(3 - 8 - 2)に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附 属病院 (別表3-8-3)	放射線医学総合 研究所 (別表 3 - 8 - 4)			
	(略)					

※1~※3 (略)

- (5) (略)
- (6) 医療班等は、必要に応じて(独)放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院を中 心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受ける などにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に|などにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に 応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コー応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コ ンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。
- (7) 県は、国から安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨ ウ素剤の服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、原子力災害対策指針を踏まえ、医師の

2 医療活動等

(1) 県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、被ば く医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災 害医療活動と緊密に連携するものとする。

新

- (2) 県は、国及び被ばく医療機関と協力し、被ばく医療機関等の診療状況等の情報を医療情報シ ステム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- (3) 県は、必要に応じて、速やかに被ばく医療機関又は国に対し、被ばく医療に係る医療チーム の派遣について要請するものとする。
- (4) 県は、県内又は近隣都道府県からの被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行う ものとする。また、活動場所(被ばく医療機関、救護所等)の確保を図るものとする。
- (6) 県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療 機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要 請するものとする。
- (7) (略)
- (8) 被ばく医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた被ばく医療措置 を対応する被ばく医療機関等が講ずるものとする。

<u></u>	<u></u>		
区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療
	(略)		
<u>被ばく</u> 医 療機関等	1 救護所等(避難所) ^{※1} 2 浜岡原子力発電所内医療施設 3 別表(3-8-2)に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属 病院 (別表3-8-3)	(独) 放射線医学 総合研究所 (別表 3 - 8 - 4)
	(略)		

※1~※3 (略)

(9) (略)

(10) 医療班等は、必要に応じて(独)放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学病院を中心 に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの指導を受ける ンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

(削除)

指導に基づき速やかな配布・服用を指示するとともに、アレルギー等への対処態勢を確保するもの とする。

(8) 県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送につい て要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとす る。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

(本文略)

1 住民等への情報伝達活動

(1)~ (2) (略)

- (3) 県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況(原子力事業所等の事 │(3) 県は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況(原子力事業所等の事故の状況、モ 故の状況、モニタリングの結果、SPEEDIネットワークシステム等による放射性物質の拡散予 測等)、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている対策に関する 情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するも のとする。なお、その際、民心の安定並びに災害時要援護者等、一時滞在者、在宅での避難者、応 急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達│貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。 を行うものとする。
- (4) 県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報 の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害 現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者と相互に連絡をとり「現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体、原子力事業者等と相互に連絡をとり あうものとする。
- (5) 県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車自主防災組織の情報連絡網等によるほか、テレビ やラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情│通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わ 報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット│せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提 等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られてい ることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報 提供がなされるよう努めるものとする。

(6) 県は、避難状況の確実な把握に向けて、市町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、 市町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとす る。

2 · 3 (略)

新

(11) 県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の(独)放射線医学総合研究所、高度

な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手

段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

(本文略)

1 住民等への情報伝達活動

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

(1)~ (2) (略)

- ニタリングの結果、参考としての気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果等)、農林畜水産物 の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避 難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その 際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃
- (4) 県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報 の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害 あうものとする。
- (5) 県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、 供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に│なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に 活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られている ことから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提 供がなされるよう努めるものとする。

(削除)

2 · 3 (略)

4 住民等からの問い合わせに対する対応

県は、国、応急対策実施区域を含む市町及び関係機関等と連携し、必要に応じ、緊急時には速やか に住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する ものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。なお、問い合わせ対応を 実施する組織及び実施内容等については、別途要領に定めるものとする。

IΒ

第10 節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県 及び国、関係団体は、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ等

県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとと┃県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとと もに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティ アの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効 果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に|果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボ 努めるものとする。

- 2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ
- (1) 義援物資の受入れ

害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、 同リストを逐次改定するよう努める

ものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるととも に、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合に↓に、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する は、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地におけ│場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地 る円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

4 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 県は、国、応急対策実施区域を含む市町及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住 民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を 整備するものとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものと する。

(2) 県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に 侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の 高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。 この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、所在市、消防機関、 都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、 配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合 には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう 努めるものとする。

第10 節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県 及び国、関係団体は、適切に対応するものとする。

1 ボランティアの受入れ等

もに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティ アの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効 ランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

- 2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ
- (1) 義援物資の受入れ

被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町の受入|被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町の受入 れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災しれを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災 害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同 リストを逐次改定するよう努める

> ものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるととも における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

(2) (略)

第11 節 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あ らかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関において┃かじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては は住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。

ΙВ

- 受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地 域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

第 12 節 (略)

第4章 大規模地震対策

第1節(略)

第2節 注意情報発表時等における対策

- ながら段階的に原子炉の運転を停止するなどの準備的措置を講ずるものとする。
- ながら原子炉の運転を停止するなどの原子力災害の発生防止策を速やかに実施し、その実施結果を│ながら原子炉の運転を停止するなどの原子力災害の発生防止策を速やかに実施し、その実施結果を 別表(4-2-1)により報告するものとする。

4 (略)

第3節 地震災害応急対策

1 原子力事業者は、東海地震等の大規模地震が発生した場合、発生後直ちに原子力発電所の施設、 設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、別表 (4-3-1) により 報告するものとする。

 $2 \sim 5$ (略)

6 現地本部を設置したときは、所在市及び関係周辺市町に係る災害応急対策の実施、情報の収集 伝達等は同本部が所管するものとする。

7 (略)。

(2) (略)

第11 節 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あら 住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。

新

- (3) 県は、応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告又は指示を │(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための立退きの勧告又は指示を受 ┃けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域 内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

第 12 節 (略)

第4章 大規模地震対策

第1節(略)

第2節 東海地震注意情報発表時等における対策

- 2 注意情報発表時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案し 2 東海地震注意情報発表時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況 を勘案しながら段階的に原子炉の運転を停止するなどの準備的措置を講ずる。
- 3 警戒宣言発令時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案し│3 警戒宣言発令時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案し 別表(4-2-1)により報告するものとする。この報告を行う連絡系統図は、別図(3-2-1)のとおりである。

4 (略)

第3節 地震災害応急対策

1 原子力事業者は、東海地震等の大規模地震が発生した場合(県内で震度 6 弱以上が観測された 場合又は県内沿岸に大津波警報が発表された場合)、発生後直ちに原子力発電所の施設、設備等を点 検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、別表(4-3-1)により報告するも のとする。この報告を行う連絡系統図は、別図 (3-2-1) のとおりである。

 $2 \sim 5$ (略)

(削除)

6 (略)

第5章 原子力災害中長期対策

第1節 (略)

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

実施するものとする。

ΙВ

第3節~第4節(略)

第5節 各種制限措置等の解除

び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取 とする。

県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

モニタリングを行い、その結果を凍やかに公表するものとする。その後、平常時における環境放射 線モニタリング体制に移行するものとする。

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

 $1 \sim 2$ (略)

3 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) (略)
- (2) 県は国及び市町と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報 │(2) 県は国及び市町と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報 するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町に避難し│するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難 た被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力するこした被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービ とにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) (略)

新

第5章 原子力災害中長期対策

第1節(略)

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現│県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原 地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を│子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の 生活支援を実施するものとする。

第3節~第4節(略)

第5節 各種制限措置等の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及|県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及 び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制 制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するもの|限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものと する。

県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線|県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係省庁及び原子力事業者等と協力して継続的 に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常時にお ける環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

 $1 \sim 2$ (略)

3 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておく ものとする。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

- スを提供するものとする。
- (3) (略)

静岡県地域防災計画(原子力災害対策の巻) 新旧対照表(案)

П	新
第 9 節 風評被害等の影響の軽減	第 9 節 風評被害等の影響の軽減
県は、国及び市町と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確	
保されるよう、広報活動を行うものとする。	確保されるよう、広報活動を行うものとする。
第 10 節 ~第 13 節 (略)	第 10 節 ~第 13 節 (略)
図 表	図 表
別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図	別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図
別表(3-8-1)救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関(略)	別表(3-8-1) 救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関(略)
別表 (3-8-2) 初期被ばく医療機関(略)	別表(3-8-2)初期被ばく医療機関(略)
別表 (3-8-3) 二次被ばく医療機関(略)	別表 (3-8-3) 二次被ばく医療機関(略)
別表(3-8-4)三次被ばく医療機関	別表(3-8-4)三次被ばく医療機関
別表(4-2-1)地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書(略)	別表(4-2-1)地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書(略)
別表(4-3-1)大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書(略)	別表(4-3-1)大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書(略)
別表 (5-7-1) 被災地住民登録様式 (略)	別表 (5-7-1) 被災地住民登録様式 (略)

旧

別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)及び通報後の連絡

中部電力㈱浜岡原子力発電所 0537-86-3481

↓		
浜岡原子力発電所からの連絡先		関係機関を経由する連絡先
【国】		
原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課		警察庁(警察局警備課)03-3581-0141
03-5114-2121		防衛省(運用企画局事態対処課)03-5269-3246
		海上保安庁(警備救難部環境防災課)03-3591-6361
	\rightarrow	気象庁 (総務部企画課) 03-3214-7902
		厚生労働省 (大臣官房厚生科学課) 03-3593-2171
		農林水産省(大臣官房環境政策課) 03-3502-8056
		その他関係省庁
内閣府(政策統括官付)03-3501-5695		て
内閣官房(安全保障、危機管理担当)03-6910-0259		内閣府(内閣総理大臣)
		内阁州(内阁祁连入足)
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051 ※事業所外運搬での事故発生時のみ		
ス争未所外連版での争政宪生時のみ 国土交通省(海事局検査測度課)03-5253-8639		
(自動車局環境政策課) 03-5253-8603		
(大臣官房参事官(運輸安全防災)付)03-5253-8309		
【国出先機関】		
中部経済産業局 (総務企画部総務課) 052-951-2683		
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429		
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	\rightarrow	静岡労働局(健康安全課)054-254-6314
御前崎海上保安署 0548-63-4999	\rightarrow	清水海上保安部(警備救難課)054-353-0118
【静岡県】		
静岡県危機管理部原子力安全対策課		賀茂危機管理局(危機管理課)0558-24-2004
054-221-2088		東部危機管理局(危機管理課)055-920-2003
		中部危機管理局(危機管理課)054-644-9104
		西部危機管理局 (危機管理課) 0538-37-2204
	\rightarrow	県内全市町(一斉FAX)
		消防庁 (国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525
		陸上自衛隊第 34 普通科連隊 0550-89-1310
		第三管区海上保安本部(環境防災課)045-211-1118
		静岡地方気象台(技術課)054-282-3833
理告払射線監視セン・ク0527_86_6121	+	打画地方式家台(技術誌)034 202 3033
環境放射線監視センター0537-86-6121 菊川警察署 0537-36-0110		
第川言祭者 0537-30-0110		静岡県警察本部(災害対策課)054-271-0110
	\rightarrow	牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、
		藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、
		磐田警察署
【市町、消防】		
御前崎市 (防災課) 0537-85-1119		
牧之原市(総務部危機管理室)0548-23-0058		
菊川市(安全課)0537-35-0923		
掛川市(危機管理課)0537-21-1131		
吉田町(防災課)0548-33-2164		
袋井市(防災課)0538-44-3360		
焼津市 (危機管理課) 054-623-2554		
藤枝市 (危機管理課) 054-643-3119		
島田市 (防災課) 0547-36-7143	1	
森町 (総務課) 0538-85-6302		
磐田市(自治防災課)0538-37-2114	1	
海前崎市消防本部 0537-85-2119	→	消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525
	_	/HW/11 (四氏体度 - 例火即例火体/ W-3230-7323
牧之原市相良消防本部 0548-53-0119	-	
菊川市消防本部 0537-35-01 19		
掛川市消防本部 0537-21-0119	-	
【中部電力】		
中部電力㈱本店原子力部 052-951-8211		
中部電力㈱東京支社 03-3501-5101		
v 7	- A . I .	LEC Local

※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡

※ 政府、県、市町については災害 その他連絡先(関係機関から連絡)

陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡
陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省(運用企画局事態対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡
東京管区気象台 (総務部業務課) 03-3212-2949	静岡地方気象台(技術課)又は気象庁(総務部企画課)から連絡

新

別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)及び通報後の連絡

中部電力㈱浜岡原子力発電所 0537-86-3481

浜岡原子力発電所からの連絡先		関係機関を経由する連絡先
【国】 原子力規制委員会原子力規制庁 <u>放射線防護対策部</u> 原子力政策課 03-5114-2121	→	警察庁 (警察局警備課) 03-3581-0141 防衛省 (運用企画局事態対処課) 03-5269-3246 海上保安庁 (警備救難部環境防災課) 03-3591-6361 気象庁 (総務部企画課) 03-3214-7902 厚生労働省 (大臣官房厚生科学課) 03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課) 03-3502-8056 その他関係省庁
内閣府(政策統括官付)03-3501-5695		
内閣官房 <u>内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付</u> 03-6910-0259	→	内閣府(内閣総理大臣)
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051		
※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測度課) 03-5253-8639 (自動車局環境政策課) 03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付) 03-5253-8309 【国出先機関】 中部経済産業局(総務企画部総務課) 052-951-2683		
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429		
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	\rightarrow	静岡労働局(健康安全課)054-254-6314
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→	清水海上保安部(警備救難課)054-353-0118
【静岡県】 静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→	賀茂危機管理局(危機管理課)0558-24-2004 東部危機管理局(危機管理課)055-920-2003 中部危機管理局(危機管理課)054-644-9104 西部危機管理局(危機管理課)0538-37-2204 県內全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課)045-211-1118 静岡地方気象台054-282-3833
環境放射線監視センター0537-86-6121 菊川警察署 0537-36-0110	→	静岡県警察本部(災害対策課)054-271-0110 牧之原警察署0548-22-0110、掛川警察署0537-22-0110 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署
【市町、消防】		
御前崎市(防災課) 0537-85-1119		
牧之原市(<u>危機管理課</u>)0548-23-0058		
菊川市(安全課)0537-35-0923		
掛川市(危機管理課)0537-21-1131		
吉田町 (防災課) 0548-33-2164 袋井市 (防災課) 0538-44-3360		
焼津市(危機対策課)054-623-2554		
藤枝市 (危機管理課) 054-643-3119		
島田市(危機管理課)0547-36-7143	1	
森町(総務課)0538-85-6302		
磐田市(<u>危機管理課</u>)0538-37-2114		
御前崎市消防本部 0537-85-2119	\rightarrow	消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525
牧之原市相良消防本部 0548-53-0119		
菊川市消防本部 0537-35-0119		
掛川市消防本部 0537-21-0119		
【中部電力】 中部電力㈱本店原子力部		
中部電力㈱東京支社	1	
中部電力㈱静岡支店	1	

その他連絡先(関係機関から連絡)

| 陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161 | 陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34 普通科連隊から連絡 | 陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711 | 防衛省(運用企画局事態対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡 | 東京管区気象台(総務部業務課)03-3212-2949 | 静岡地方気象台又は気象庁(総務部企画課)から連絡

静岡県地域防災計画(原子力災害対策の巻) 新旧対照表(案)

	IB			新	
別表 (3-8-4) 三次被に	ばく医療機関		別表(3-8-4)三次被ル	ばく医療機関	
病院名	所 在 地	電話	病院名	所 在 地	電話
(独)放射線医学総合研究所	JII 4-9-1	043-206-3040上記に連絡取れない場合090-8643-7520上記に連絡取れない場合090-8591-0736090-7408-1748090-7739-2302	(独)放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴 川 4-9-1	<u>0</u> 43-206-3040 上記に連絡取れない場合 090-8643-7520 <u>090-8643-7521</u> <u>080-8017-6726</u>
		090-7408-1748			<u>080-8017-6726</u>